

電気通信事業ガバナンス検討会（第6回）

議事要旨

1 日時

令和3年7月14日（水）17時30分～19時00分

2 場所

Web開催

3 議事

（1）検討の方向性（案）について

- ・事務局より、資料6-1に基づき、検討の方向性（案）について説明があった。
- ・各構成員からの主な意見は以下のとおり。

○通信サービスの提供環境の変化について、ユーザーデータ（利用者情報）の重要性の高まりという観点を加えた方が良いのではないか。

○上記に関連して、ユーザーデータの定義を正確に共有した方がよいのではないか。
例えば、通信事業者のプラットフォームを用いるクラウドサービスにおいて保管されているユーザーのデータの扱い等を明確にしていくべき。

○情報漏えいと通信サービス停止が主なリスクとして取り上げられているが、通信サービスでは発信番号偽装の問題等も存在するので、本人確認の信頼性の確保、情報の改変の防止等の観点もあることを認識しておくべき。

○これまでの電気通信事業法は、セキュリティの世界でいうC I Aのうち、アベイラビリティ（可用性）にフォーカスしていたのに対して、コンフィデンシャルティ（機密性）やインテグリティ（完全性）もしっかり考えていく必要がある。コンフィデンシャルティについては、これまでに明示されていた通信の秘密だけでなく、ユーザーデータも秘匿していく必要がある。

- 適切なガバナンスという枠の中では、「事業者を中心とした実効的な仕組み」というより、「事業者の自主的な取組」というニュアンスの方がより適切ではないか。
- サイバーセキュリティの世界では、情報漏えいや通信サービスの停止はブラックマーケットでのビジネスになってしまっていて、その対策についての社会要請が高まっていることは意識しておいた方が良い。
- 情報漏えい等や通信サービスの停止が個人的法益・社会的法益・国家的公益の侵害につながるおそれがあるという文脈について、国家的法益を正面から取り上げることで、情報通信の重要性、セキュリティ確保の重要性が明確に見えてくる。
- 例えば、D o S 攻撃については、エッジ側のサーバを対象としたサービス停止の話なのか、またはネットワークの通信サービス提供者としての話なのかによって、対策すべき実施主体が変わるので、具体的な課題を整理した上で議論した方が良いのではないか。
- 大量のデータの収集・蓄積や、データの付加価値の向上に関連する全てのサービスについて、電気通信事業法でカバーするのは難しい。電気通信事業により集まった情報はもともと秘匿されるべきもので、何らかの付加価値をつけるときにユーザー同意を得る、という構造になるのではないか。
- これまでの通信では、送られた情報が正しいかという観点はあまり問題にならなかったが、現在は、発信者の正確性や情報の正しさ等の完全性に関する関心が高まってきており、電気通信事業者の関与も求められているのではないか。
- 電気通信事業法の主な目的が事業者規制から利用者保護に移りつつある。現在の電気通信事業法は、電気通信設備を起点として電気通信事業者と電気通信役務の定義をしているため、そこから完全には離れられないが、事業者という縛りではなくて、ユーザーデータを取り扱っている者に規制対象が移っていくということについては、やむを得ないのではないか。

○電気通信事業者が電気通信事業により得た情報のコンフィデンシャルティは守らなければいけないという論理は成り立つと思うが、インターネット上で個人情報等を扱っている全てのサービスを電気通信事業法で規律することはできないという点については留意が必要。

○ISO/IEC 27002をベースとした27011において、通信事業者のためのセキュリティー・コントロールを規定している。電気通信事業者が、通信設備だけではなく、どこまでを扱うかというのが1つのポイントとなっているので、本検討の手がかりになるのではないか。

○電気通信事業者が電気通信事業により得た情報の重要性については、電気通信事業のユーザー数とも深く関係するのではないか。

○個人情報保護法と電気通信事業法のフレームワークの中で、それぞれの法律で対象とする情報を限定するなど、整理が必要ではないか。

○閲覧履歴については、一般には通信の秘密には該当しないと考えられているが、どこにアクセスしたかということはある意味で通信の中身や内面を伝える情報とも言えるので、こうした情報を守っていくという観点も必要なのではないか。

(2) その他

- ・事務局より、参考資料6-3に基づき、情報通信ネットワークのセキュリティ対策及び各種データの取扱いに関する調査の結果について説明があった。
- ・事務局より、今後の予定について説明があった。

以上